

クリーンウッド法の解説（基本編）



一般社団法人全国木材組合連合会

[令和7年度事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発検討委員会]

- 基本編では、クリーンウッド法の全体像を解説
関係する事業者の役割を中心に説明

（義務編では、義務対象事業者が具体的に
行うべき事項について解説）

➤ 内容

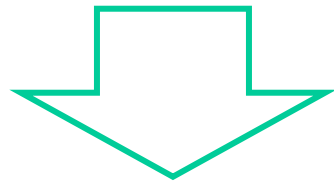
- クリーンウッド法の背景、経緯
- クリーンウッド法のねらい
- 概要
- 法の対象物品
- 対象となる事業者の考え方
- クリーンウッド法の努力義務
- 木材関連事業者の登録制度

「義務」については「実務編」の動画をご覧ください

- クリーンウッド法の背景
- クリーンウッド法のねらい

クリーンウッド法の背景：SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの構築

- (1) 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)目標に貢献
- (2) 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の適切な利用は、SDGsで重視されている環境・経済・社会の諸課題への統合的取組
- (3) 森林・林業基本計画(R3年閣議決定)では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することを目指す



林業・木材産業関係者を超えた幅広い関係者によるSDGsをキーワードとしたサプライチェーンを構築し、違法伐採を0にし、合法的に伐採された木材だけが流通するマーケットの速やかな実現が必要



我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



クリーンウッド法の背景：クリーンウッド法制定及び経緯

- (1) 違法伐採問題は継続的に国際会議で議論
- (2) 日本では、政府調達のためのガイドライン（木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン）を制定（2006年）
- (3) 合法伐採木材等の流通及び利用を促進する合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）が2016年に成立（2017年5月施行）。更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が2025年4月に施行

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

2005（平成17）年	グレンイーグルズサミット（英国）	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
2006（平成18）年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
2008（平成20）年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法（平成20年） (欧) EU木材規則（平成25年） (豪) 違法伐採禁止法（平成26年）
2016（平成28）年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
2022（令和4）年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合（タイ）	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
2023（令和5）年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	
2025（令和7）年	改正クリーンウッド法施行（4月）	

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

国

- 基本方針の策定（第3条）
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供（第4条）
- 法の意義に関する国民・事業者への広報（第4条）
- 登録実施機関の登録（第23条）
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力（第38、39条、41条）
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査（第10、11、14、40、45条）

そのために

事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務（第5条）

木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売（消費者に対する販売を含む）又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上（山際）・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認（デュー・デリジェンス（DD））等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務（第6～8、12条）
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務（第13条）
- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度（第20条）

素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲り渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務（第9条）

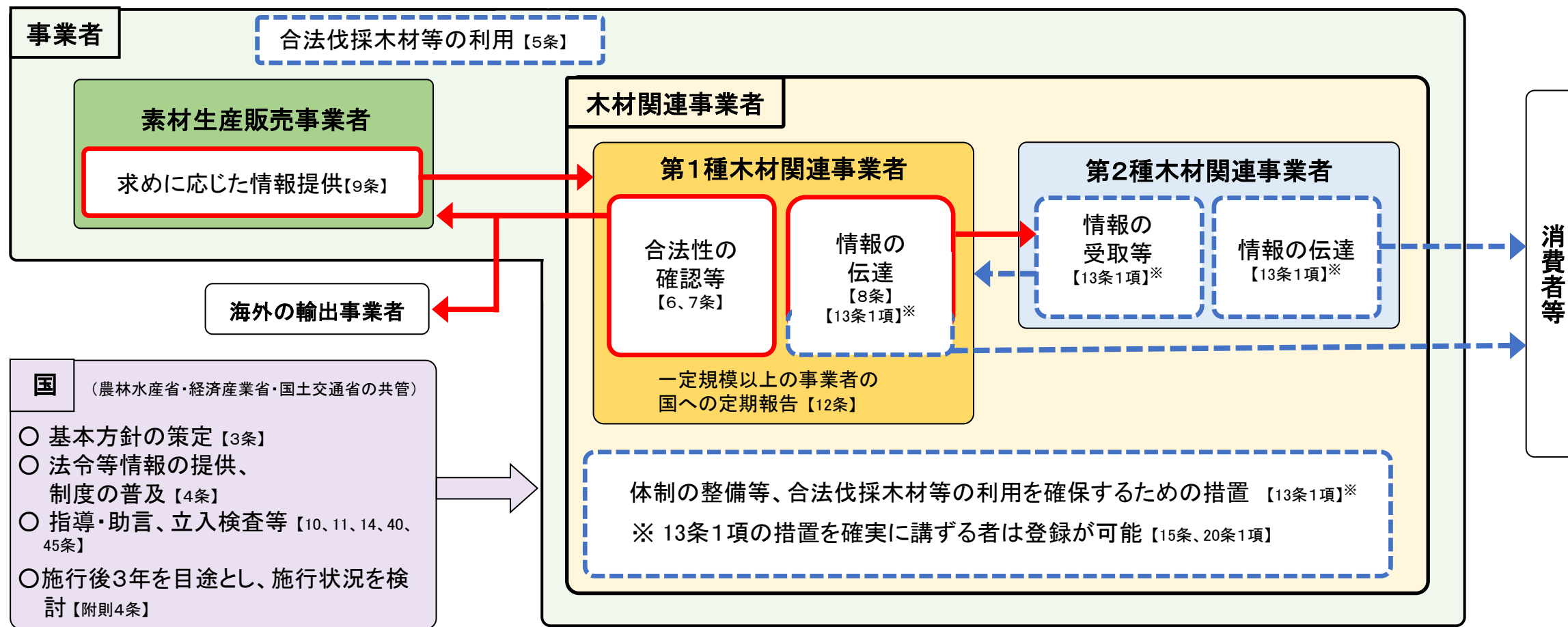
●クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

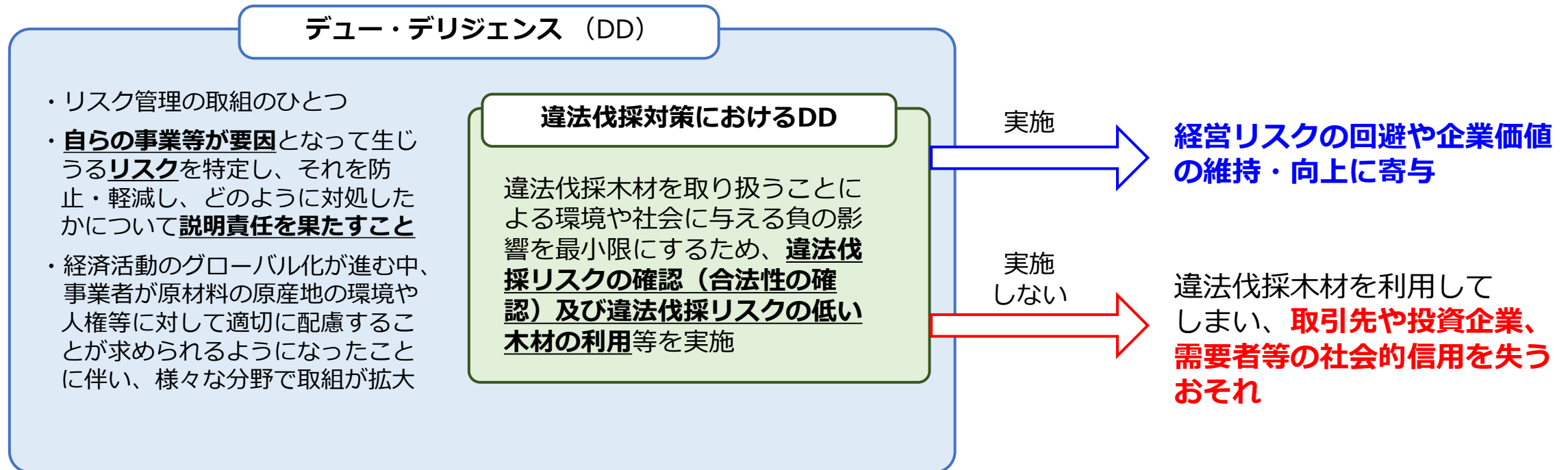
- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

□→ : 義務(必ず行わなければならない事項) □→ : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



デュー・デリジェンスの意義と目的

- (1) デュー・デリジェンス (DD) とは、自らの事業等が要因となって生じうる負の影響 (リスク) を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認 (合法性の確認) やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与



ここからは法律の対象物品や木材関連事業者の定義、義務の対象である素材生産販売事業者や第1種木材関連事業者に該当するかどうかの考え方について説明します。

●法の対象物品

対象物品の考え方

○木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」

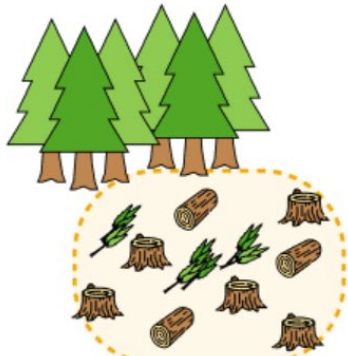
○いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定

木材

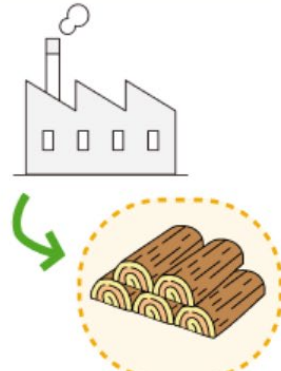


- ① 素材
 - ② 板材、角材
 - ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
 - ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの
（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）（DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）
 - ⑤ のこくず・木くず（ペレット状）・チップ
-  **ポイント** 木材は基本的に対象です

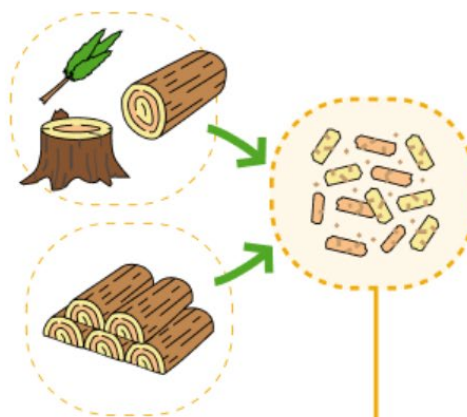
例1 林地残材



例2 背板等の製材端材



例3 林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット



これらの物品を他の事業者へ譲渡する場合は、国産・輸入問わずクリーンウッド法の義務等の対象

対象外

- ・MDF
- ・パーティクルボード

対象物品の考え方

○家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

家具、紙等の物品

家具



いす、机、棚、収納用じゅう器（ロッカー等）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの

パルプ紙



木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙

建材・建具



フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）など

対象外
・パレット ・梱包材

※ 家具の考え方

（１）主たる部材に木材を使用したもの

・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）

（２）施行規則第２条第８号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

●対象となる事業者の考え方

対象となる事業者の考え方

- 法の対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
 - ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
 - ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

（具体例）

（1）森林所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う場合（自伐林家など）
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）を行う場合（大規模林業経営体など）

（2）森林所有者以外

- ① 立木を購入し、伐採と販売（販売の再委託を含む）を行う場合（素材生産事業者など）
- ② 森林所有者から、伐採と販売の委託を受けた場合（森林組合など）



※ 伐採のみを行う事業者は、素材の譲渡しを行わないため該当しない

※ 海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

2. 木材関連事業者

木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当

第1種木材関連事業者



国内市場に最初に木材等を持ち込む木材関連事業者
合法性の確認等の義務がある

(具体例)

国産材の場合：素材生産販売事業者から原木を購入する者

輸入材の場合：自ら木材等を輸入する者

第2種木材関連事業者



第1種木材関連事業者以外の
木材関連事業者が第2種木材関連事業者

対象となる事業者の考え方：第1種木材関連事業者

第1種木材関連事業者について

国産材を取り扱う事業者

(1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者

- ① 原木市場
- ② 伐採事業者から丸太を購入する製材工場・合板工場
- ③ 原木を購入して輸出する事業者

(2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者

- ① 原木市場
- ② 原木流通事業者

(3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者

- ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者
（伐採の直営、委託を問わない）



輸入材を取り扱う事業者

(1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者（※）

- ① 輸入商社
- ② 代行輸入事業者
- ③ 自ら輸入を行う製材工場等

※ 原則、インボイスや船荷証券（B/L）に記載されている荷受人が輸入を行う事業者として第1種事業者に該当

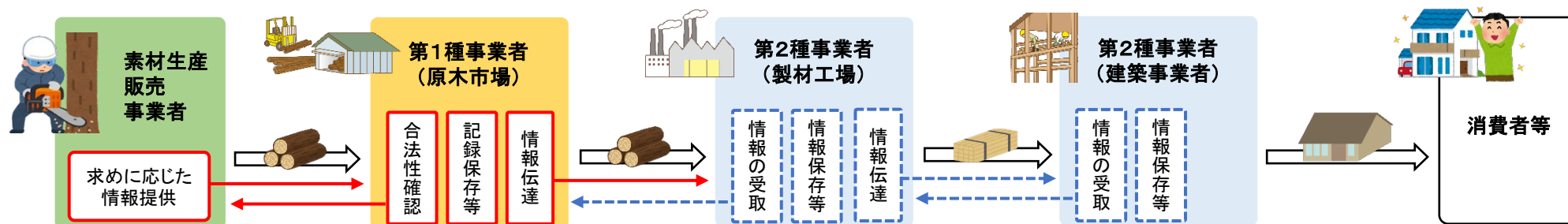
- ✓ 国産材の場合：第1種木材関連事業者が譲受けるものは丸太
- ✓ 輸入材の場合：丸太のほか、製材品、家具、紙などの様々な製品

対象となる事業者の考え方：建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者

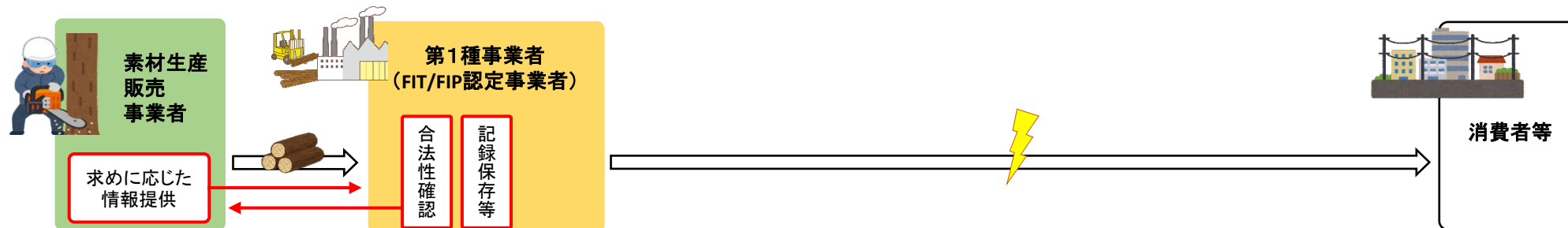
- (1) 建築・建設事業者、FIT/FIP認定事業者は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築・建設事業者は建築物、FIT/FIP認定事業者は電気等は譲渡するため、木材等を「譲渡し」を行っていないが、木材等を取り扱う重要な関係者として木材関連事業者に含まれている
- (3) 合法性の確認等や記録の作成・保存は対象となるが、情報伝達に関する義務や努力義務は対象外

⇒ : 木材等、建築物、電気の流れ ⇒ : 義務 ⇒ : 努力義務

【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



対象となる事業者の考え方：様々なケースについて

- 事業の形態には様々なケースが考えられる
- 義務対象の具体例については、林野庁のクリーンウッド・ナビに掲載

クリーンウッド・ナビより

国産材の場合

類 型	類 型 類 型 類 型	類 型 類 型 類 型	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者
			類 型 類 型 類 型	類 型 類 型 類 型	類 型 類 型 類 型	類 型 類 型 類 型	
①	自伐タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合	自伐林家、立木買いの素材生産事業者	製材工場等	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
②	伐採・販売請負タイプ	・ 樹木の所有者が、同一の事業者から伐採から販売まで委託する場合	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一環で請負う事業者	原木市場、流通事業者（ブローカー）	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
③	自社林所有工場タイプ	・ 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合	自社林を有する製材工場等				製材工場、流通事業者、建築事業者等

輸入材の場合

類 型		類 型の解説	第1種事業者になり得る者					第2種事業者
			海 外			国 内		
			伐採者	流通・加工・販売者等	輸出者	流通・販売者	加工者	
①	輸入事業者タイプ	・ 流通事業者が木材等を輸入して販売したり、輸入を請負ったりする場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	商社等（輸入者）	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
②	直輸入タイプ	・ 製材工場等が海外の輸出事業者から木材等を直接輸入する場合	伐採者	流通・加工・販売事業者	輸出事業者	製材工場等（輸入者）	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
③	直接調達タイプ	・ 法人格が輸入者と同一の者（現地での伐採・調達・輸出等を担当する海外事業部等）を介して輸入する場合	伐採者	海外事業部を有する商社等			製材工場、流通事業者、建築事業者等	
				流通・加工・販売事業者	海外事業部を有する製材工場等			

：素材生産販売事業者
（情報提供の応諾義務の対象）

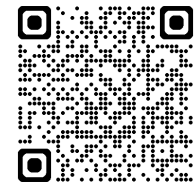
：第1種事業者
（合法性の確認等の義務の対象）

：第2種事業者

：その他の事業者等

これ以外にも様々なケースをクリーンウッド・ナビに掲載

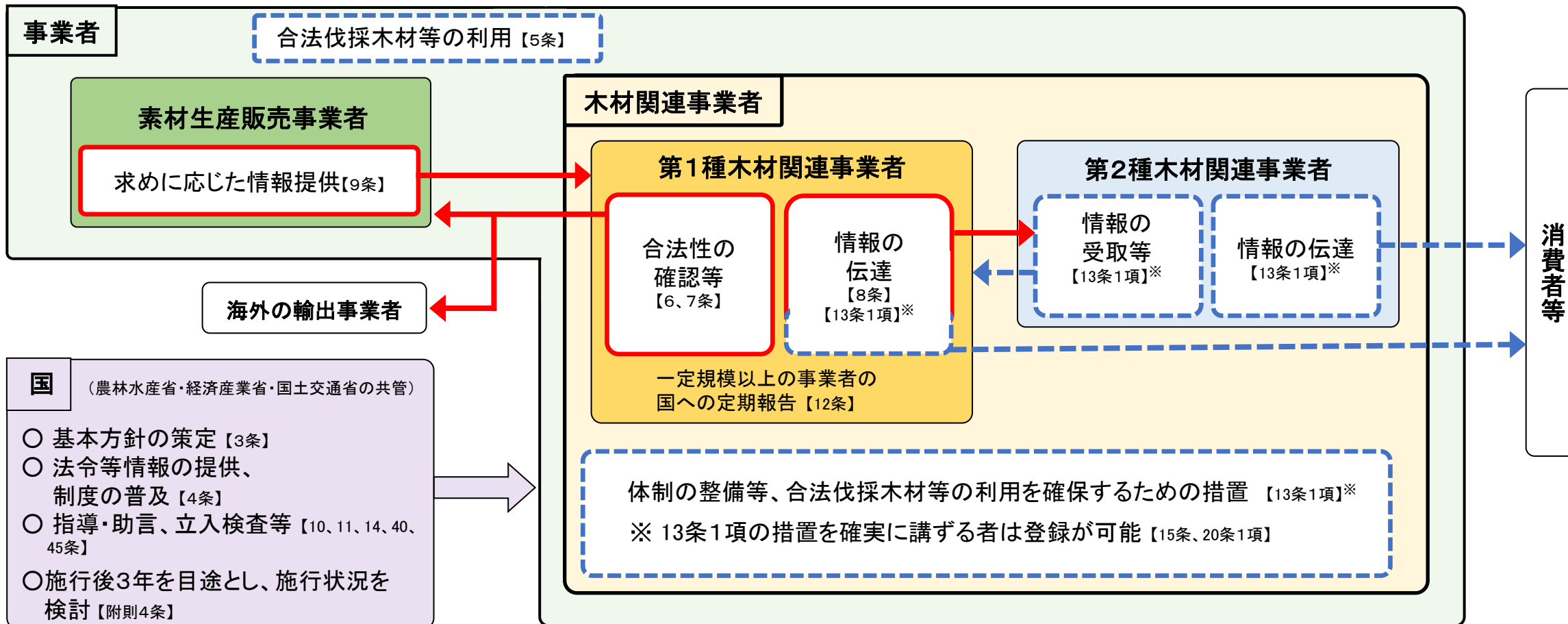
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/pdf/summary-01.pdf>



●クリーンウッド法の努力義務

クリーンウッド法の努力義務

☐➡ : 義務(必ず行わなければならない事項) ☐➡ : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



「義務」については実務編の動画をご覧ください

クリーンウッド法の努力義務（第1種・第2種共通）

- 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

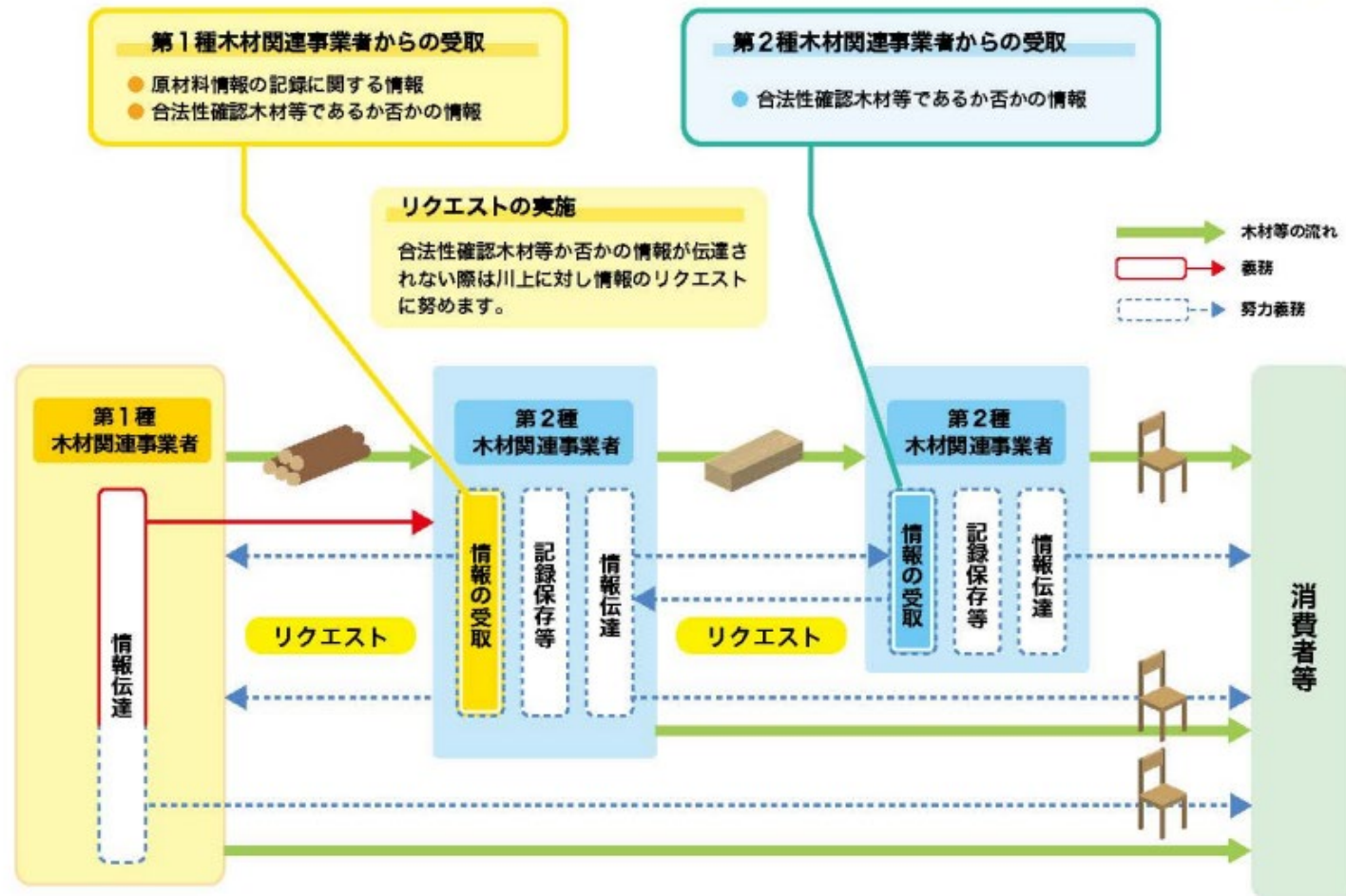
	取り組むべき措置	詳細
1	体制の整備	- 責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について） - 取組方針の作成
2	合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる - 第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など - 第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のクリーンウッド法の登録情報など
3	違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	- 合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討 - 違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う
4	消費者等への情報伝達	内容：合法性確認木材等であるか否か 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装、納品書、レシート等に印字 等 店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイト legality 確認情報を掲載する等の間接的な方法も可
5	その他の措置	登録木材関連事業者は、木材等を譲り渡す際に自社が登録木材関連事業者であることを情報提供すること。合法木材ガイドラインに基づく認定団体による認定、森林認証なども該当。

クリーンウッド法の努力義務（第2種のみ）

- 第2種事業者のみに対する努力義務は、
 - ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
 - ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

1

情報の受取



クリーンウッド法の努力義務（第2種のみ）

- 第2種事業者のみに対する努力義務は、
 - ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト）
 - ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

2 情報の保存

保存する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

保存期間

作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

作成期限

遅くとも木材等を次の者に譲渡すまで

3 情報の伝達

伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

伝達方法

※ 口頭は不可

- ・書面 ・電子メール ・FAX ・クラウド共有
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す ・包装、納品書等に印字 等

●クリーンウッド法のねらいの達成・普及のために

クリーンウッド法のねらいの達成・普及のために 木材関連事業者の登録制度

木材関連事業者の登録制度は、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について、確実に取り組むことにより、クリーンウッド法のねらいの達成や普及を推進する重要な制度

登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録木材関連事業者ロゴマークを使用できます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます

登録木材関連事業者ロゴマーク



●この動画は以下を引用、加工して作成しています

林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」

- クリーンウッド法の制度について
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>)
- 運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf>)
- 「これで完璧！クリーンウッド法誰もが安心して使える木材の供給を目指して」
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/brochure.html>)